

第2回 森林吸収源対策税制に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成29年5月9日(金) 15時30分～17時30分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、
小西座長、神山委員、佐藤委員、土屋委員、林委員、本間市長
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
林野庁からのヒアリング
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 林野庁より、資料1に基づき説明が行われた。
(以下、自由討議)
 - 森林関係法令の見直しと今回検討する税制の導入はセットであるという理解で良いか。
 - セットと考えて良い。(林野庁)
 - 説明にあった年間必要間伐面積52万haと資料14頁の間伐実施状況約32万haとの差分の20万haについてどう考えればよいか。
 - 32万haは民有林の間伐実績。差分の多くは国有林の間伐で、林野庁が行った間伐面積が10万haほど。平成27年度の実績としては、52万haに対して、実際には45万haしか間伐を実施できず、7万haのギャップが生じてしまっている。(林野庁)
 - 国内の木材生産量や輸出量の増加など、林業の明るい要素も聞くが、これらは計画の中でどのように位置づけられているか。

- 木材自給率は、平成14年に19%まで下がったが、今は33%まで上がってきている。現状の育成単層林のうち、3分の2は林業的な営みで山が維持できるのではと考えている。条件不利と考えられる3分の1を何とか対処したい、というのが今回のコンセプト。(林野庁)
- 小さな市町村の場合、財源ができても人員的に取り組めるのか。
- これはある種の増税なので、「まずこれだ」というと理由がないといけない。府県の超過課税においても、森林保全という理由でスムーズにいった例もあれば、都市部の住民に、色々な工夫をして説明したという場合もある。
- 森林組合の管轄区域は行政区域と合致するものか。
- 森林組合は全国で約600ある。森林のある市町村が約1,400。森林組合は、経営強化の観点から合併してきた経緯もあり、複数市町村をまたがるものが多い。(林野庁)
- 共有森林の場合、共有者の一部だけが不明の場合も想定される。今回の法令改正によって、このような問題も解決されるのか。
- 昨年の森林法改正により、共有者の一部が不明の場合であっても、都道府県知事の裁定により、残りの共有者による伐採が可能となる制度とした。また、要間伐森林制度により、第三者が間伐を代行することができるものとしている。(林野庁)
- 市町村の支援という面において、都道府県への期待、役割の明確化などが制度設計の中に入ってくるのか。
- 都市住民の理解をどう得るかという点に関して、例えば、育成複層林にすることによって、花粉の発生量は減少するか。
- 条件の悪い複層林に生えているスギを伐採し、その空間に広葉樹を増やすことで針広混交林化し、ゆくゆくは広葉樹林となることで、花粉の発生源であるスギが減少し、長期的には花粉の発生量は減少することはあろうかと思う。(林野庁)

- 育成複層林化することによるメリットについて、よりわかりやすいものはないか。
- 育成複層林化の効果としては色々あろうかと思うが、管理コストの低減、良好な景観、生物多様性等があげられる。(林野庁)
- 資料7頁にある育成単層林660万haの内訳について、各市町村は把握しているか。
- 660万haという数値は、マクロの数字として算定したものなので、各市町村に割り振っているものではない。(林野庁)
- 若者が林業に関心を持ち始め、ここ数年の林業従事者の平均年齢は下がっている、といった明るい兆しがあるとも聞く。情報化社会であるので、関心のない所有者のみならず担い手を広げることができるのではないか。
- ドローン等により収集したデータのプラットフォームを整備し、全国的に共有すれば、林業へ参入したいと考えている都市の企業にもメリットが出てくるのではないか。
- 改めて森林の状況の厳しさを実感すると同時に、市町村に対して期待するものが大きく、様々な工夫なり支援がなければ難しいのではないか。近接性の観点からすれば市町村が主体となるのは理解できるが、今の市町村の対応力に鑑み、専門家集団として、林野庁が対応できることはないか。
- 中長期的には維持管理コストが必要となることを考えると、市町村がすすんで引き受けるということもなかなか難しいのではないか。
- 公有林化した場合、住民にきちんと管理していることを示さなければならぬので、間伐を行わなければならない。今回の新しい仕組みで間伐の費用を工面すれば、市町村が、公有林として管理できると考えている。(林野庁)
- 長期的に育成単層林を減らす方向性となっているが、育成複層林を増やすためのインセンティブがないように思う。今回の財源については育成複層林を増やすために集中的に投資するということが良いか。

- 育成複層林化は、山の姿としての機能が-highが、経済的に成り立たないため、所有者が社会のために自主的に実施するのは難しい。やはり、公的主体が地域の森林整備を実施することが重要であり、森林環境税をそのための財源に充てていくことを考えている。（林野庁）

○ 林野庁より、資料2に基づき説明が行われた。
(以下、自由討議)

- 税の議論で大切なのは、どの程度の税でどのくらいの事業を実施するのか、また、どの程度の期間をかけてどういう成果を求めるのか、さらにはそれにどのような意味があるかということ。100年かけて達成するような話を税で本当に求められるのか懸念している。5年、10年ぐらいで期限を切って成果をみながら進めていかないと納税者の理解が得られないと思う。納税者に対して、もっと分かりやすい目標や達成レベルというものを示す必要があるのではないか。
- ある地域でうまくできているところがあると、全国すべての地域でも同じようにできると考えがちだが、地域にはそれぞれの歴史や事情が異なることから、ある程度市町村等に自由を認めるやり方を考えるべき。
- 森林のない又は少ないところに住む住民に納得してもらうためにも、県の超過課税の仕組みと同じように、用途等についてもある程度バランスが必要ではないか。
- そもそも間伐を行う事業者が全国的にいるのかという懸念がある。財源も重要だが、むしろ各地域で体制を整えることの方がはるかに大変である。お金で解決できないことの方が多いので各市町村は悩んでいる。市町村からの具体的な意見や提言に耳を傾け、柔軟に受けとめてやっていただきたい。
- 10年やればこれくらいのことができるというのを具体的に示さないと税の議論にはならない。

- 資料1の7頁について、森林整備の方向性については理想的ではあるのかもしれないが、ハードルは高いのではないか。現状として育成複層林は採算ベースに乗っていない中で、育成単層林の施業の集約化の推進等がうまくいかないと、育成複層林が想定を超えて増えていった場合に、税金で支えていかないといけない部分が増えるという構図になりかねないのではないか。そうならないように、育成単層林を採算ベースに乗せるための施策をしっかりとやっていただきたい。

- 林野庁より、資料3に基づき説明が行われた。
(以下、自由討議)

- 超過課税を実施している府県については、5年くらいの期間で区切って、継続するか否かの判断がなされる。第三者評価委員会を置いている例もあり、各地域で用途について緻密に検討がされている。
- 市町村が主体となって間伐を行う場合でも、実施するのは森林組合等である。資料2頁について、超過課税のうち、県から森林組合に補助することとしている50.4億円分についても、今回の税と重なる部分があるのではないか。
- 府県の超過課税で導入する際にはいろいろ苦勞があった。先行している府県から、特に説明責任又はガバナンスの点においては学ぶということと、それらの邪魔をしないということが重要。新税の方でガバナンスをしっかりとしないと、超過課税と新税が並んだときにマイナスに映る可能性がある。